

家畜衛生情報

夏休みシーズンを迎えます！

鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策の徹底をお願いします！

平成 28 年 4 月以降、中国、韓国、台湾等の諸外国・地域において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が継続的に確認されております。

これからの夏休みの期間には、日本から海外への渡航者が増え、国内においても人・物の移動が盛んになることから、我が国へのウイルスの侵入リスクの高まりが予想されます。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家きんの早期発見・通報をお願いします。

特に、海外渡航については、以下の点に留意をお願いします。

★鳥インフルエンザ等の発生している地域への渡航は、可能な限り自粛しましょう。

やむを得ず渡航する場合は、

- ①家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設へ立ち入らないようにしましょう。
- ②動物との不用意な接触を避けましょう。
- ③肉製品等の畜産物を日本に持ち帰らないようにしましょう。
- ④帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けましょう。

帰国後（発生国からの入国者を含む）は、

- ⑤1 週間は、畜産関連施設の衛生管理区域に立ち入らないようにしましょう。
- ⑥海外で使用した衣服・靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。

★衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせず、また、不要なものを持ち込ませないようにしましょう。

下記の症状を発見した場合には、
直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！



- 同一の家きん舎内における 1 日の死亡率が過去 3 週間の平均の死亡率の 2 倍以上となった場合（設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等、高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は除く）
- 鳥インフルエンザ用簡易検査キットで陽性になった場合や鳥インフルエンザ血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ（青紫色）、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5 羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまらずくまっている場合

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

異状の通報は
こちらへ